

## **[事案 2019-126] 転換契約無効等請求**

・令和2年5月28日 裁定不調

### **<事案の概要>**

自分の知らないうちに契約が転換されていたこと等を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成21年12月に契約した利差配当付利率変動型積立終身保険を、平成27年4月に組立総合保障保険に転換したが、以下等の理由により、契約転換を無効として、転換前契約に戻してほしい。

- (1)本契約への転換は自分の知らないうちに行われたものである。
- (2)転換申込書を記入した覚えはなく、捺印は自分の印鑑であるが、署名等は自分の書いた字ではない。また、被保険者についても、筆跡が違う。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が本契約の転換に関して、不適切な取扱いを行ったことは一切ない。
- (2)裁定申立書に記載された申立人の署名と比較しても、転換申込書の署名は申立人自身の署名であると判断されるほか、申込書の印鑑も、転換前契約の申込書に押印された印鑑と同一であると判断される。
- (3)告知書に、被保険者本人しか知り得ないと思われる既往歴が詳細に記入されている。
- (4)本契約の成立後、登録された住所に保険証券および「ご契約内容のお知らせ」を送付しているが、返送もされておらず、その内容について特段の申出もなかった。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および転換時に同席していた募集人の同行者に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本契約への転換は申立人の知らないうちに行われたものであるとは認められず、転換申込書の署名が申立人のものではないとも認められないが、以下の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)申立人の主張は、事実であるとまで認めるに足りる証拠はないが、その主張内容は一貫しているほか、転換を無効とした場合、受領した給付金と支払われた積立金の返還にも応じる旨も述べており、申立人の主張するような事実があった可能性が全くないとは言えない。
- (2)契約を転換する合理的な必要性は明らかではないが、仮に本契約が申立人の同意のもとに転換されたものであるとしても、申立人の意向を十分に把握して募集行為を行ったかどうか疑問が残る。
- (3)転換時に同席していた同行者の事情聴取において、担当の募集人が募集人としての十分な能力を有していなかったと述べており、これが本件の一因となった可能性もある。